

伊予市立中学校の部活動の方針



平成31年3月
伊予市教育委員会

目 次

1 策定の趣旨	… 1
2 部活動の意義と留意点	… 1
3 適切な運営のための体制整備	… 2
(1) 部活動方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
4 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組	… 3
(1) 適切な指導の実施	
(2) 指導手引の活用	
5 適切な休養日等の設定	… 4
6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	… 4
7 学校単位で参加する大会等の見直し	… 5
8 その他	… 5

1 策定の趣旨

学校の部活動は、スポーツ・文化に興味・関心を持つ同好の生徒が参加し、各部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われている。その教育的意義は大きく、生徒の自主性・協調性・責任感・連帯感を育むなど、生徒の人間形成の基盤づくりに重要な役割を果たしている。

しかしながら、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決できない課題が増えており、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっている。また、生徒や保護者の過度の期待により、指導が加熱し、休日を含めた顧問となる教員の長時間労働の問題も顕在化し、少子化による生徒、教職員の減少を踏まえ、持続可能な部活動の在り方について見直す必要がある。

このような中、平成30年3月にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を、平成30年12月に文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定するとともに、愛媛県も平成30年6月に「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」を示した。

本市においても、生徒のバランスの取れた生活の配慮と教員の負担軽減の視点から、運動部・文化部の区別なく部活動全般についての方針を示すものとする。

2 部活動の意義と留意点

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子の観察を通じた生徒の状況理解等、その教育的意義は大きい。

学校教育の一環として行われるものであり、平成29年3月31日に告示された中学校学習指導要領では、以下のように示されている。

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

(中学校学習指導要領 総則 第1章第5の1のウより引用)

さらに、中学校学習指導要領解説総則編では、次のように規定されている

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成に資するもの

であるとの意義があること。

- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと。

(中学校学習指導要領解説 総則編第3章第5節の3より引用)

上記を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動方針の策定等

- ア 校長は、本方針に則り、毎年度、活動時間及び休養日の設定や、その他適切な部活動の取組に関する「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- イ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出して承認を得る。また、活動実績として、計画に変更があった場合は、必ず校長に報告する。
- ウ 校長は、策定した活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表し、生徒及び保護者に周知する。
- エ 教育委員会は、学校が行う上記の取り組みが効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等の支援を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化活動を行うとともに、教員の負担が過

度とならないよう、適宜、指導・是正を行い、運用を徹底する。

エ 教育委員会は、生徒の競技力及び技能の向上や教員の指導への負担軽減を図るため、部活動指導員や外部指導者の配置を検討する。

オ 教育委員会及び校長は、教員の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日文部科学大臣決定)及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

4 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動顧問は、生徒の心身の健康管理（障がい、外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や、活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

また、熱中症事故防止の観点から、気象庁の高温注意情報や環境省の暑さ指数等の情報に十分留意し、「熱中症予防運動指針(公益財団法人日本スポーツ協会)」等も参考に、気温・湿度などの環境条件に配慮する。その際、活動時間の変更や活動の中止も視野に入れ、柔軟に対応を検討する。

※ 参考「運動部活動での指導のガイドライン」(H25.5月文部科学省)

「運動部活動運営ガイド-改訂版-」(H27.3月愛媛県教育委員会)

イ 部活動顧問の指導の下での活動を原則とする。

ウ 活動場所の施設、設備、用具等の定期的な安全点検を行うとともに、活動前の安全確認を実施し、事故を未然に防ぐ。

エ 毎年度、教員及び外部指導者等を対象とした救命救急講習を実施し、万一事故が起こった場合の迅速な対処や、医療関係者等への連絡体制を整備しておく。

オ 部活動顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与える、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解した上で指導にあたる。

カ 技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、競技や分野の特性を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、短時間でも効果が得られる効率的な指導を行う。

(2) 指導手引の活用

ア 部活動顧問は、各分野の関係団体等が作成・公開する合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引を活用して、適切な指導を実施する。

5 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、部活動顧問の負担軽減を図るために、以下を基準とする。

(1) 休養日の設定について

ア 学期中は、部活動ごとに週当たり2日以上の休養日を設ける。そのうち、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。

イ 休養日に練習試合や大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

ウ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じる。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

エ 定期試験1週間前から定期試験終了までは、原則として部活動を休止する。特別な事情がある場合は、校長の承認を得た上で行うことができるが、その際部活動中止の意味を考え、過度の活動を控える。また、計画的に活動することにより生徒の過重負担とならないよう配慮する。

オ 夏季休業中の学校閉庁日には部活動を実施しない。

(2) 適切な活動時間について

ア 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 大会前に時間を延長して活動する場合は、校長の承認を得た上で、生徒や部活動顧問に過度な負担とならないよう配慮して行う。また、大会後、十分な休養が確保できるよう努める。

(3) 「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たって

ア 校長は、上記の基準を踏まえるとともに、市方針に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

イ 校長は、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることもできる。

6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 校長は、生徒のニーズが、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様であることを踏まえ、季節ごとに異なる活動を行う部活動やレクリエーション志向で行う部活動等、生徒の多様なニ

ーズに応じた部活動の設置について、学校の実情に応じて検討する。

イ 校長は、生徒数の減少に伴い、自校単独では特定の部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないよう、合同部活動等の取組を検討する。

(2) 地域との連携

ア 校長は、生徒のスポーツ及び芸術文化環境の充実の観点から、地域の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ及び芸術文化環境整備について、学校や地域の実態に応じて検討する。

イ 校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ及び芸術文化環境の充実を支援するというパートナーの考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

7 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、各部活動が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、教育上の意義や生徒及び部活動顧問にとって過度な負担とならないことを考慮して、参加する大会数等の上限の目安を定めるなど、参加する大会等を精査する。

8 その他

今後、国や県より、部活動にかかるガイドライン等が新たに示されたり、部活動に関わる状況が変わったりした場合には、本方針を必要に応じて改訂するものとする。